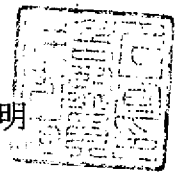


海老名市監査委員告示第10号

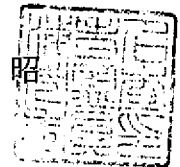
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和4年11月7日に提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月27日

海老名市監査委員 雨宮 徳 明



海老名市監査委員 清水



第1 監査の請求

1 請求人

住 所 省 略

氏 名 省 略

2 請求の受理

海老名市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）は、令和4年11月7日に提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備したものと認め、令和4年11月7日にこれを受理した。

3 請求の要旨

本件請求の要旨は、次のとおりである。（内容は原文のまま。）

（1） いつ、誰による、どのような財務会計上の行為又は怠る事実

- ・ 海老名市は令和3年11月8日（月曜日）16時30分から新潟県新発田市と「災害時における相互応援に関する協定」の締結調印式の後に両市の関係者が懇親会をホテルで行った。懇親会の会費支出について海老名市長が1万円でおかつ海老名市議会からの出席者が1万円であった。しかし新発田市長の会費支出は5千円であった。両市の出席者で懇親会費支出に相違がある。

（2） その行為又は怠る事実が違法又は不当である理由

- ・ 「海老名市交際支出基準」1－（2）－4『「交際費支出基準」、1.慶事関係、（2）総会・記念式典等の（4）項「賀詞交換会、忘年会、懇親会等」には「一般参加者と同額の会費（原則10,000円以内）」』と記載がある。この懇親会費の相違は海老名市交際支出基準の「一般参加者と同額の会費」の規定に抵触する。
- ・ 海老名議会の議会交際費については『海老名市議会では、議会交際費の情報を公開し、公正で透明な議会運営を推進しています』と記載がある。この

懇親会費の相違は不公平であり上記の「公正で透明な議会運営を推進していきます」という方針の宣言に抵触する。

(3) それにより、市がどのような損害をこうむるのか

- ・ 海老名市交際支出基準に従った公費支出が行われず、新発田市長の懇親会費との差額 5 千円が不当に支出された事。
- ・ 海老名市議会の議会交際費についての「方針の宣言」に沿った公費支出が行われず、新発田市長の懇親会費との差額 5 千円が不当に支出された事。

(4) 誰がどのような措置を講ずることを求めるのか

- ・ 海老名市長 内野優殿に対して、新発田市長が支出した懇親会費との差額 5 千円を公費に返還することを要求する。
- ・ 海老名市長 内野優殿に対して、海老名市議会・議会交際費と、新発田市長が支出した懇親会費との差額 5 千円を公費に返還することを要求する。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求の監査においては、法第199条の2の規定により倉橋正美委員を除斥とした。

2 監査対象事項

令和3年11月8日に新潟県新発田市との「災害時における相互応援に関する協定」の締結調印に伴い開催された懇親会への出席にあたり、海老名市長（以下「市長」という。）と、海老名市議会の出席者である議長（以下「議長」という。）の会費が、交際費からそれぞれ1万円ずつ支出された。また、同懇親会に出席した新発田市長は会費として5千円を支払っており、会費には相違があった。

請求人は、市長の会費支出について「海老名市交際費支出基準（令和3年4月1日一部改正）」（以下「市支出基準」という。）に抵触し不当であるとし、議会が

らの出席者については海老名市議会が公開している「海老名市議会では、議会交際費の情報を公開し、公正で透明な議会運営を推進しています」という方針に反しており不当であると主張している。以上の主張について、請求の要旨、請求人の陳述及び証拠書類から判断して、法第242条第1項に規定する「不当な公金の支出」にあたるか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象部課

市長室秘書課（以下「秘書課」という。）

海老名市議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 請求人の証拠の提出及び陳述の実施

請求人に対し、法第242条第7項の規定により、令和4年11月28日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人は、当該陳述において請求の要旨に係る補足説明を行った。また、証拠書類として当初提出のあった資料4点のほか、新たに3点が追加して提出された。

5 請求人の証拠書類

- (1) 海老名市交際費支出基準
- (2) 市交際費支出状況（令和3年11月分）
- (3) 海老名市議会、議会交際費の支出状況、令和3年11月
- (4) 新発田市、市長交際費、令和3年度11月分支出内訳
- (5) 新潟県新発田市、市長交際費金種票（※第2回交際費、※支払日：令和3年10月11日）
- (6) レンブラントホテル海老名が新発田市宛てに発行済み領収書No.134509、2021年11月8日付け
- (7) 海老名市危機管理課、高田正道課長名で発行済み「新発田市・海老名市災害協定懇親会の開催について（ご案内）」

6 関係人の事情聴取

法第199条第8項の規定により、令和4年11月30日に秘書課及び議会事務局の関係職員から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求について監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 市交際費について

市交際費は、「市支出基準」の「交際費支出の基本原則」における飲食を伴う会合への支出基準「行政・公務に関連性のある会合について、他の一般参加者の会費等と同額を支出する。」に基づいて支出された。なお、金額については、同基準「(2) 総会・記念式典等」の区分「④ 賀詞交歓会、忘年会、懇親会等」に該当し、支出金額は上限の1万円である。

(2) 議会交際費について

議会交際費の金額は、事前に市長から議長に送付された「新発田市と海老名市との災害協定締結調印式のご案内について」（令和3年10月27日）の「会費制（10,000円）」との記載が根拠であり「議会交際費支出運用基準（平成31年4月1日一部改正）」（以下「議会支出運用基準」という。）が規定する「総会、式典等で祝宴を伴うもの（賀詞交歓会、忘年会、懇親会等を含む。）」に照らして支出された。

(3) 懇親会の会費について

ア 令和3年11月8日に開催された新潟県新発田市との懇親会に出席した者の会費は、次のとおりである。

・海老名市

海老名市長 1万円

海老名市議会議長 1万円

副市長 1 万円

職員（理事等管理職） 1 万 1 千円

職員（参事等管理職） 1 万円

職員（その他の職員） 5 千円または 7 千円

・新発田市

新発田市長 5 千円

職員（管理職） 5 千円

民間団体の会員 5 千円

イ 会費の決定については、新発田市側参加者の交通費、宿泊費等の負担を考慮して、新発田市側を 5 千円、海老名市側の参加者の会費を 1 万円程度とすることとした。

2 監査委員の判断

請求人の陳述、事実関係の確認及び関係職員の事情聴取を実施した結果は、次のとおりである。

令和 3 年 11 月 8 日に開催された、新潟県新発田市との「災害時における相互応援に関する協定」締結調印に伴う懇親会に支出された市交際費は、「市支出基準」の規定に抵触し支出金額 1 万円のうち 5 千円が不当に支出されたものであるとは認められず、不当な公金の支出にはあたらない。

また、同懇親会の出席にあたり支出された議会交際費についても「議会支出運用基準」に則った支出がされており不当な公金の支出にはあたらない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断しこれを棄却する。以下にその理由を述べる。

（1）市交際費の支出について

ア 交際費は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 15 条第 2 項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費であり、地方公共団体の長その他の執行機関が、行政執行のために必要な外部との交渉上要する経費であると一般的に解されている。（行政実例昭和 28 年 7 月 1 日）交際費の支出には、

地方公共団体の長に一定の裁量があると解されているが「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項）ため、支出の可否、支出の金額について慎重な検討がされるべきものである。このため、海老名市では市交際費の支出の可否等の基準を具体化、明確化するため市支出基準を策定し運用している。この市支出基準については、過去の住民訴訟事件判決においてその合理性が評価されており「本件支出基準に従って交際費の支払がされた場合には、その支払を違法ということはできない。」との判断が示されている。（横浜地裁平成26年12月24日判決）

イ 市支出基準の「交際費支出の基本原則」のうち「(3)飲食を伴う会合への交際費は、次の点に留意する。①行政・公務に関連性のある会合について、他の一般参加者の会費等と同額を支出する。」との規定に則り支出された市交際費の支出について、請求人は、新発田市長の会費支出が5千円であったことを根拠とし、これを不当であると主張している。しかし新発田市の参加者の会費は、遠方から参加した各人が負担した交通費等を考慮したものであるから、両市の参加者会費に差があることには妥当性がある。従って新発田市長が支出した懇親会費をもって、その差額5千円の支出が不当であるとする請求人の主張を採用することはできない。

（2） 議会交際費の支出について

議会交際費の支出については、市支出基準と同様の主旨で議会支出運用基準が策定されており、令和3年11月8日に開催された新潟県新発田市との懇親会の会費は基準に則り支出された。

本件請求は、議会交際費の支出金額は海老名市議会が公開している「海老名市議会では、議会交際費の情報を公開し、公正で透明な議会運営を推進しています」との宣言を根拠とし、新発田市長の会費と議長の会費を比較して金額の相違を不公平であり不当と主張している。しかし、議会交際費は前述したように、議会支出運用基準に則り支出されており、両市の参加者の会費を比較す

ることには妥当性がない。よって請求人の主張を採用することはできない。